

熊本市手話に関する施策の推進方針（素案）

令和3年（2021年）月

熊本市

目 次

I	熊本市手話言語条例について	1 ページ
(1)	条例制定の趣旨	1 ページ
(2)	推進方針の策定趣旨	1 ページ
(3)	用語の定義等	2 ページ
II	手話に関する施策の現状と課題	3 ページ
III	施策の推進方針	5 ページ
(1)	手話に対する理解の促進及び手話の普及	5 ページ
(2)	手話通訳士等の確保及び養成	6 ページ
(3)	聴覚障害児及びその保護者等への支援	7 ページ
(4)	手話を使用した情報発信	7 ページ
(5)	聴覚障害の特性に応じた支援	8 ページ
(6)	災害時における支援	9 ページ
IV	推進体制	10 ページ
(参考資料) 熊本市手話言語条例		11 ページ

※「障がい」の表記について

この推進方針では、「障害」と「障がい」の2つの表記があります。法令や条例等の名称、定義された固有名称等については「障害」と表記し、そのほかは「障がい」と表記しています。

I 熊本市手話言語条例について

(1) 条例制定の趣旨

令和2年(2020年)3月24日、「熊本市手話言語条例」(以下、「条例」という。)が令和2年第1回定例会において議決され、同年4月1日から施行されました。

私たちが円滑な日常生活を営むためには、十分な情報を取得し、コミュニケーションを行うことが必要ですが、多くのろう者は、様々な場面で手話を使用する環境や聴覚によらない情報取得の環境が整備されてこなかった背景から、必要な情報を得ることや十分なコミュニケーションを行うことが制限され、不便さや困難さを感じながらの生活を余儀なくされました。

そのような中、長年の間、言語として社会的に認識されていなかった手話は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、言語として明確に位置付けられました。

本市では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的な事項を定め、全ての市民が、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するために、「熊本市手話言語条例」を制定しました。

条例第1条では、手話に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的に推進し、手話が言語であることを市民が認識し、ろう者が手話を使用して安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

また、条例第3条では、手話に関する施策は、手話が言語であるとの認識に基づき、全ての市民が障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合うことを基本理念としています。

(2) 推進方針の策定趣旨

条例第4条では、市の責務として、基本理念に基づき、ろう者が日常生活及び社会生活を営むことができるよう、市民及び事業者並びに関係団体と連携して手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとしています。また、条例第5条及び第6条において、市民及び事業者の役割として、基本理念に基づき手話に関する理解と関心を深めるとともに、市が実施する手話に関する施策に協力することなどを定めています。

これらの趣旨を踏まえ、手話への理解の促進及び手話の普及を積極的に展開し、市民一人ひとりが手話についての理解を深めるとともに、日常生活や社会生活の様々な場面で、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。

そこで、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第7条第2項に基づき、本方針を策定するものです。

本市の全ての関係部署がそれぞれの役割を認識し、市民や事業者等の皆様と連携して取り組むことで、本方針に掲げる具体的な施策の推進に取り組みます。

(3) 用語の定義等

① 手話

手や指、体などの動きや表情などにより、意思や抽象的な概念等を視覚的に表現する独自の言語です。ろう者にとって、手話は大切な情報の獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割を担っています。

② ろう者

聴覚に障害のある方のうち、手話を言語として使用して日常生活及び社会生活を営む方をいいます。（条例第2条第1号）

③ 手話通訳士等

手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員及び盲ろう者通訳・介助員をいいます。（条例第2条第2号）

ア 手話通訳士

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年3月31日厚生労働省令第96号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者をいいます。

イ 手話通訳者

都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された者をいいます。

ウ 手話奉仕員

市区町村及び都道府県で実施する手話奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者をいいます。

④ 要約筆記者

都道府県、指定都市及び中核市が実施する要約筆記者養成研修事業において「要約筆記者」として登録された者をいいます。

⑤ 手話は言語

平成18年（2006年）12月に国連総会で採択され、我が国も批准している「障害者の権利に関する条約」において、手話は言語として定義され、国際的に認知されています。

条約を受けて改正された「障害者基本法」では、手話を言語として位置づけるとともに、すべての障がい者が、可能な限り、意思疎通のための手段について選択の機会が確保され、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られることを通じて、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

II 手話に関する施策の現状と課題

本市における身体障害者手帳をお持ちの方で、聴覚障がいのある方は、平成27年度から令和元年度の5か年は2,734人から2,772人と微増傾向にあり、約2,800人程度で推移しています。

○本市における身体障害者手帳保持者のうち聴覚障がい者の数

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
2,734	2,736	2,756	2,754	2,772

本市では、これまで様々な手話に関する取組を行ってきました。

日常生活や社会生活におけるろう者のコミュニケーション支援を行う手話通訳士等の派遣を実施するとともに、手話通訳者と手話奉仕員の養成事業を実施し、ろう者の情報取得とコミュニケーション支援を担う人材の確保に努めています。今後は、手話通訳士等の技術の向上を図りながら、手話通訳士等派遣のニーズが高い平日の昼間帯に活動できる人材の確保に努め、より的確な支援が実施できるように取り組んでいく必要があります。

身近な行政機関である区役所では、手話で行政手続きや生活全般に関する様々な相談に対応するため、手話通訳士及び手話通訳者を配置し、ろう者の日常生活及び社会生活の支援を行っています。今後は、手話通訳士等の配置による日常生活のさらなる支援と環境整備に向けて、市民や事業者等への手話を気軽に学べる機会の提供をはじめ、市政の重要な情報発信の場における手話対応等の検討や手話ができる職員等の育成にも取り組みます。

この他にも、医療機関の受診、学校における授業参観や卒業式、進路相談等での手話通訳、その他各種説明会や行事等において手話通訳を配置するなど、ろう者とのコミュニケーションの確保に取り組んでおり、今後も市民生活の様々な場面において、ろう者等の聴覚障がいのある方の手話等による情報取得と円滑なコミュニケーションが確保できるように努めていく必要があります。

また、昨今、風水害や疫病等の多発している災害時等においては、聴覚障がいのある方の速やかな把握と誘導に努めていますが、今後は避難所内で必要な情報が取得できるよう意思疎通手段の確保についても検討を行う必要があります。

○手話通訳士等の派遣

本市では、一般財団法人熊本県ろう者福祉協会（以下、「協会」という。）と手話通訳士等の派遣委託契約を締結し、行政手続や医療機関の受診など日常生活及び社会生活におけるコミュニケーションを支援するため、利用者からの依頼に基づいて手話通訳士等を派遣しています。令和元年度は、157名の方が、手話通訳士等の派遣を利用しています。

令和2年（2020年）4月1日現在、手話通訳士29名、手話通訳者34名、手話奉仕員

148名が協会に登録されており、様々な場面で支援に当たられています。

○手話奉仕員の養成

手話に关心のある市民に手話を学んでいただく講座を開催し、手話奉仕員の養成に努めています。

初めて手話を学ぶ方がスムーズに学んでいただけるよう「入門課程」（概ね1年程度）を設けるとともに、手話に関する初步的な知識をお持ちの方に学んでいただく「基礎課程」（概ね1年程度）を設け、無理なく手話を学び始め、ステップアップできるように努めています。

基礎課程まで修了された方は、手話通訳者の養成研修で更なるステップアップを図ることができます。

○手話通訳者の養成

本市では熊本県と共同して手話通訳者養成事業を実施しており、手話奉仕員養成課程を修了した方を対象に、手話通訳者になっていただくための養成講座を開講しています。

養成講座は、基礎講座と入門講座に分かれており、概ね2か年かけて手話を学びます。この他に、手話通訳者養成講座を受講した方を対象とした厚生労働省が認定試験を実施する手話通訳士の資格制度もあります。

III 施策の推進方針

I 手話に対する理解の促進及び手話の普及（条例第7条第1項第1号）

ろう者にとって、手話は大切なアイデンティティーであり、音声言語と同様に大切な情報の獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割を担っています。手話がかけがえのない言語であることについての理解を深め、手話に親しみ、ろう者と交流することで、ろう者に対する理解を促進していくことが大切です。

市民や事業者など多くの人が手話への理解を深め、関心を高められるような手話に関する情報の積極的な発信に努めるとともに、身近に手話に触れ、気軽に楽しく学べる機会の創出と普及に取り組みます。

【具体的な取り組み】

① 市政広報媒体を活用した啓発

- ・手話が言語であることや聴覚障がいへの理解など様々な観点から市民等の理解を促進するため、市政だよりや市ホームページをはじめ、市公式LINEやTwitter等のSNS等も活用した啓発を行います。
- ・市民等が手話に親しみ、身近に触れる機会などを提供するため、日常の挨拶など基本的に簡易な手話を気軽に楽しく学べる動画を市ホームページ等に掲載するとともに、市公式LINEやTwitter等でも発信します。

② 学校教育における理解・普及の促進

- ・学校教育の場における幼少期からの手話の理解の促進と普及を図るため、手話に関する学習や地域の聴覚障がいがある方との交流を通して、手話に接する機会や親しめる機会の創出など各学校における取組の充実を図ります。

③ 市民や事業者等への理解促進及び普及の推進にかかる支援

- ・市民や事業者等が、ろう者との簡単な手話によるコミュニケーション能力を習得できるような機会を創出するため、市民・事業者向けの手話講座等の開催に努めます。
- ・事業者のろう者を対象としたサービス提供をはじめ、ろう者の従業員への配慮や従業員を対象とした手話講座の開催など事業者等の要請に応じた手話通訳士等の派遣を行います。
- ・新型コロナウイルス感染症対策も踏まえたICT等を活用した手話通訳の環境整備にかかる市民や事業者等への情報提供や支援を検討します。

2 手話通訳士等の確保及び養成（条例第7条第1項第2号）

必要なときに十分なコミュニケーションを行うための支援が確保されることが、聴覚障がいとろう者への理解を含め、ろう者が安心して暮らせる地域社会の実現につながります。

コミュニケーションを支援する手話通訳士等の派遣が、病気や事故などの緊急時も含めた様々な場面において、ろう者が安心して日常生活や社会生活が送れるよう適切な事業の実施と支援できる環境の整備に取り組みます。

【具体的な取り組み】

① 手話通訳士等の更なる確保と技術の向上

- ・手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員など手話通訳士等の養成と更なる確保を図るため、手話奉仕員養成事業における幅広い年代からの多くの人に受講していただけるよう事業の周知と推進を図ります。
- ・特に、高齢化により減少傾向にある手話通訳士の養成と確保に取り組むとともに、ニーズの高い平日の昼間帯に活動できる人材の確保にも努めます。
- ・手話通訳士等の技術向上のため、全国手話研修センターや聴力障害者情報文化センター等の研修機関への派遣を行います。

② 手話通訳士等の派遣

- ・ろう者が安心して日常生活や社会生活が送れるよう、専門性の高い内容等にも対応できるコミュニケーション支援を行う手話通訳士等を確保し、利用者ニーズに応じた派遣を行うなど事業の推進を図ります。
- ・災害時やテレワークなど将来の働き方改革も踏まえて、ICT等を活用した手話サービスの遠隔化など新たなサービス提供のあり方や環境整備について、関係団体と連携しながら検討を行います。

③ 手話通訳士等派遣制度の広報・周知

- ・市政だより等や市ホームページに加え、市公式LINEやTwitter等のSNS等を活用した制度の周知に努めます。
- ・障がい福祉サービス事業所はもとより、医療機関や介護施設等の相談窓口等に啓発にかかるパンフレット等を設置して、各方面からの普及啓発にも努めます。

3 聴覚障害児及びその保護者等への支援（条例第7条第1項第3号）

聴覚障がいをもって産まれた際に、聴覚障がい児やそのご家族が手話による言語取得を希望された場合は、保護者等とともに支援し、将来の社会参画につなげていくことが重要です。

聴覚障がい児とそのご家族がともに手話を学び、子育てをはじめ安心した日常生活、社会生活が営めるよう関係機関が連携し、支援する体制の整備に努めます。

また、国において検討されている難聴児の早期支援については、今後県において難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するためのプラン等が策定され次第、関係機関と連携して取り組みます。

【具体的な取り組み】

① 相談体制の充実

- ・保護者等から聴覚障がいに関する相談があった際に、区役所の担当部署や医療機関等と連携して、適切な対応や聴覚や手話獲得等の適切な選択が提供されるよう相談や支援に関する情報提供に努めます。

② 手話に触れる機会の確保

- ・聴覚障がいのある乳幼児やその家族を対象とした、手話による絵本の読み聞かせや、手話を活用している方々との交流の場を設けるなど、手話に触れる機会の確保に努めます。

4 手話を使用した情報発信（条例第7条第1項第4号）

聴覚障がいへの理解や啓発を踏まえ、ろう者など聴覚障がいのある市民が、市政に関する重要な情報を含む様々な情報を獲得できる環境を整え、また、対応する市の窓口等でのコミュニケーションが円滑に行われることが重要です。

市主催行事へ安心して参加できる環境の整備をはじめ、市政に関する重要な情報発信の場における手話対応等を図るとともに、手話ができる職員等の育成に努めます。

【具体的な取り組み】

① 市主催行事等での手話対応等

- ・市が主催する講演会や説明会等において、行事等の規模や内容、ろう者の参加状況等に応じて、手話通訳士等の配置や動画等へ字幕の挿入など、ろう者が安心して参加できる環境づくりに努めます。また、配置する際には、開催案内等の段階からの周知や手話通訳士等の配置場所を明示するよう配慮を行います。

②市政情報の発信における手話対応等

- ・令和2年（2020年）4月から実施している市長記者会見における手話通訳士等の配置をはじめ、市政に関する重要な情報発信の場における手話通訳士等の配置に努めます。
- ・市政広報番組や市が制作する映像資料等について、手話通訳映像や字幕の挿入の検討を行います。

③ 市職員に対する研修の実施

- ・聴覚障がいとろう者に対する理解を深めるとともに、区役所等の窓口や市民と接する機会で、簡単な手話によるコミュニケーション力の向上を図るため、職員や教職員向けの研修を実施します。

5 聴覚障害の特性に応じた支援（条例第7条第1項第5号）

突発性難聴や老人性難聴、事故や騒音などが原因で中途で聴覚に障がいを生じた方は、手話を習得することが困難です。また、身体障害者手帳の交付には至らないまでも、聞き取りに困難さを抱える方も存在している実情であることから、要約筆記、筆談の活用など、手話だけによらずそれぞれの特性に応じたコミュニケーション支援が必要です。

聴覚に障がいのある方等の日常生活や社会生活の様々な場面で支援を適切に実施できるよう取り組むとともに、病気や事故などの緊急時において要約筆記等が使用でき、安心して日常生活を送ることができるように環境の整備に努めます。

【具体的な取り組み】

① 要約筆記者等の更なる確保

- ・支援にあたられる要約筆記者は、令和2年（2020年）4月1日現在33名の方が登録されていますが、要約筆記者等の更なる確保と拡充を図るため、熊本県と共同で実施している要約筆記者等養成事業に幅広い年代からの多くの人に受講していただけるよう事業の周知と推進を図ります。

② 要約筆記者等の派遣等

- ・手話通訳士等派遣制度と同様、要約筆記が必要な方が安心して社会生活等が送れるよう、利用者ニーズに応じた派遣を行うなど要約筆記者等派遣事業の推進を図るとともに、要約筆記者等派遣制度について、市政だよりや市ホームページ等の各種媒体を活用した周知に努めます。

③ 講演会等での要約筆記の積極的な活用

- ・市が開催する説明会や市民が参加する行事等にコミュニケーション支援が必要な

方が出席するときは、要約筆記者を配置するなど安心して参加することができる環境を整えます。

6 災害時における支援（条例第7条第1項第6号）

平成28年(2016年)4月の熊本地震をはじめ、昨今では、令和2年(2020年)7月の豪雨等の風水害、令和2年(2020年)2月に本市でも初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症拡大など本市では多くの災害等に見舞われています。

このような災害時等において、聴覚障がいのある人に必要な情報が届かない事例があることから、必要な情報の発信をはじめ、災害時等における適切な避難支援や避難所での意思疎通手段の確保等に取り組みます。

【具体的な取り組み】

① 災害時における要支援者の把握と避難支援

- ・災害時においては、地域団体や関係団体と連携して、聴覚障がいのある方への適切な避難支援に取り組みます。

② 避難所における意思疎通手段の確保

- ・災害時等における避難所においては、他の避難者と同等の情報が提供されるよう、手話ができる職員や協力ボランティア等の配置に努めます。
- ・避難所内の情報伝達にあたっては、館内放送等の音声による伝達のほか、掲示板等による文字による伝達に努めるなど、避難所における意思疎通手段の確保に向けた環境整備に取り組みます。

IV 推進体制

I 推進体制

「手話に関する施策は、手話が言語であるとの認識に基づき、全ての市民が障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合うことを基本理念として講ぜられなければならない。」との条例第3条に掲げる基本理念を実現するため、市民及び事業者並びに関係団体と連携して、条例に掲げる下記の役割等に基づき、施策の推進を図ります。

(1) 市の責務（条例第4条）

市は、基本理念に基づき、ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、市民及び事業者並びに関係団体と連携して、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

(2) 市民の役割（条例第5条）

市民は、基本理念に基づき、手話に関する理解と関心を深めるとともに、市が実施する手話に関する施策に協力するように努めます。

(3) 事業者の役割（条例第6条）

事業者は、基本理念に基づき、手話に関する理解と関心を深めるとともに、市が実施する手話に関する施策に協力するように努めるものとします。また、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するための合理的な配慮を行うよう努めます。

2 施策の進捗管理と見直し

条例第7条第4項に基づき、市は、本方針に基づく手話に関する施策の実施状況を検証し、必要に応じて方針の見直しを行います。

(1) 施策の進捗管理

本方針に掲げる手話に関する施策の進捗管理については、学識者をはじめ、ろう者や手話通訳士等の関係団体の代表者で構成する「(仮称)熊本市手話言語条例施策推進委員会」を設置し、定期的に実施状況の報告と検証を行います。

(2) 方針の見直し

本方針に掲げる手話に関する施策の見直しについては、第6期熊本市障がい福祉計画第2期熊本市障がい児福祉計画との整合を図りながら、原則、3年ごとに見直しを行います。また、社会情勢等の変化により、見直しの必要が生じた場合は、柔軟に対応します。

(参考資料)

熊本市手話言語条例

制定 令和2年3月24日
施行 令和2年4月 1日

ろう者は、情報の取得やコミュニケーションのための手段としてだけでなく、物事を考え、お互いの気持ちを理解し合うために必要な言語として、手話を大切に守り受け継いできた。私たちが円滑な日常生活を営むためには、十分な情報を取得し、コミュニケーションを行うことが必要であるが、多くのろう者は、様々な場面で手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことから、必要な情報を得ることもコミュニケーションを行うこともできず、不便さや困難さを感じながら生活してきた。

こうした中で、長年の間、言語として社会的に認識されていなかった手話は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、言語として明確に位置付けられた。

手話によるコミュニケーションが保障される社会の構築は、ろう者の意思疎通を円滑にし、市民の相互理解に欠かせないものである。

ここに、熊本市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的な事項を定め、全ての市民が障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、手話が言語であることを市民が認識し、ろう者が手話を使用して安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障害のある者であって、手話を言語として使用して日常生活及び社会生活を営むものをいう。
- (2) 手話通訳士等 手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員及び盲ろう者通訳・介助員をいう。

(基本理念)

第3条 手話に関する施策は、手話が言語であるとの認識に基づき、全ての市民が障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合うことを基本理念として講ぜられなければならない

らない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、市民及び事業者並びに関係団体と連携して、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、手話に関する理解と関心を深めるとともに、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、手話に関する理解と関心を深めるとともに、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するための合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策
 - (2) 手話通訳士等の確保及び養成に関する施策
 - (3) 聴覚障害児及びその保護者等への支援に関する施策
 - (4) 手話を使用した情報発信に関する施策
 - (5) 聴覚障害の特性に応じた支援に関する施策
 - (6) 災害時における支援に関する施策
- 2 市長は、前項の施策を実施するために必要な具体的な方針を定めなければならない。
- 3 市長は、前項の具体的な方針の策定に当たっては、ろう者、手話通訳士等その他の関係者の意見を聞くものとする。
- 4 市長は、第1項の施策の実施状況を検証し、必要に応じて第2項の具体的な方針の見直しを行うものとする。前項の規定は、この場合について準用する。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。